

地元産木製品等の導入推進基準

◆地元産木製品を推進すべき施設	
学校	小学校、中学校等
保健福祉施設	児童福祉施設、障害者支援施設等
医療施設	病院、診療所等
運動施設	体育館、水泳場、武道場等
社会教育施設	公民館、図書館、美術館、博物館等
集会施設	公会堂、集会所等
共同住宅	村営住宅等
庁舎・研修所	庁舎、研修所、試験場等
その他	倉庫等

◆導入を推進すべき主な地元産木製品	
種類	用途等
机	事務用、教室用、OA用、会議室用、応接用等
イス	事務用、教室用、会議室用、応接用等
収納家具	書庫、書棚、ロッカー、キャビネット、棚等
その他	手すり、ローパーテーション、案内板、掲示板、傘立て、コートハンガー等

◆導入の基準
<p>各施設の新・増改築及び各種備品等の更新時に次のすべての仕様を満たす木製品を導入する。</p> <p>①県内で加工された製品であること</p> <p>②接着剤、塗料、木質部分以外の材料等は、環境に十分配慮したものが使用されていること。</p> <p>③その他、グリーン購入法特定調達物品の判断基準に適合していること。</p>